

○常総衛生組合財政調整基金条例

令和8年3月25日

常総衛生組合条例第2号

(設置)

第1条 年度間の財源調整及び円滑な財政運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第241条第1項の規定に基づき、常総衛生組合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

2 前項に定めるもののほか、一般会計歳入歳出決算剰余金があるときは、その全部又は一部を基金に繰り入れることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(1) 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。

(2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。

(3) 緊急に実施することが必要となった処理場の修繕経費の財源に充てるとき。

(4) 償還期限を繰り上げて行う組合債の償還の財源に充てるとき。

(5) その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

(繰替運用)

第6条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。